

介護医療院 入所契約書

下伊那赤十字病院介護医療院（令和6年6月1日）

様（以下「入所者」という）と下伊那赤十字病院介護医療院（以下「事業者」という）は、事業者が入所者に対して行う介護医療院サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は入所者に対し、介護保険法の趣旨にしたがって介護医療院サービスを提供し、入所者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 年 月 日から入所者の要介護認定の有効期間満了日（以下「認定満了日」という）までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、入所者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに、入所者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から、更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

第3条（運営規程の概要）

事業者の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）、従業員の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載した通りです。

第4条（施設サービス計画の作成・変更）

- 1 事業者は、本施設の介護支援専門員に、入所者のための施設サービス計画を作成する業務を担当させ、本条項に定める職務を誠意を持って遂行するよう責任を持って指導します。
- 2 担当介護支援専門員は、入所者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、入所者の人間性を尊重した日常生活を営むことができるよう、本施設の他の従業員と協議の上、施設サービス計画案を作成し、これを入所者又は入所者の家族（家族がいない場合は連帯保証人、以下「入所者の家族等」という）等に対し説明し、その同意を得るものとします。
- 3 施設サービス計画には、本施設で提供する施設サービスの目標、その達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載します。
- 4 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する施設サービスの目的に従い、施設サービス計画の変更を行います。
 - 一 入所者の心身の状況等の変化により、当該施設サービス計画を変更する必要がある場合
 - 二 入所者がサービス計画の変更を希望する場合

- 5 事業者は、前項に定める施設サービス計画の変更を行う際には、入所者及びその連帯保証人に対し説明し、その同意を得るものとします。

第5条（施設サービスの内容及びその提供）

- 1 事業者は、前条により作成された施設サービス計画に基づき、入所者に対し施設サービスを提供します。各種施設サービスの内容は、別紙重要事項説明書に記載した通りです。
- 2 事業者は入所者に対し、前条により入所者のための施設サービス計画が作成されるまでの間は、入所者がある有する能力に応じて人間性を尊重した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。
- 3 事業者は入所者の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- 4 入所者及びその連帯保証人は、必要がある場合は、前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。但し、閲覧及び謄写は事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

第6条（身体拘束その他の行動制限）

- 1 本施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、入所者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限しません。
- 2 本施設は入所者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限する場合は、入所者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。またこの場合には、事前又は事後速やかに入所者の家族等に対し、入所者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。
- 3 本施設が入所者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限した場合には、前条第3項の施設サービスの提供に関する書類に次の事項を記載します。
 - 一 入所者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - 二 前項に基づく入所者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
 - 三 前項に基づく入所者の連帯保証人に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

第7条（協力義務）

入所者は、事業者が入所者のため施設サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第8条（苦情対応）

- 1 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した施設サービスについて入所者、入所者の家族等から苦情の申立てがある場合は、迅速且つ誠実に必要な対応を行います。
- 2 事業者は、入所者等が苦情申立て等を行なったことを理由として、何ら不利益な取扱いをすることはありません。

第9条（医療体制）

- 1 事業者は、配置の医師及び看護職員に常に入所者の病状、心身の状況等を把握させ、入所者及び入所者の家族等に適切な指導を行うとともに必要な医療を行います。
- 2 事業者は、入所者の病状に関して必要な場合は、速やかに別紙重要事項説明書に記載する協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。
- 3 入所者は、他科受診する場合、事業者に必ず申し出なければなりません。

第10条（費用）

- 1 事業者が提供する施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載した通りです。
- 2 入所者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担金を事業者に支払います。
- 3 事業者は、提供する施設サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、入所者の同意を得ます。
- 4 事業者は施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額に変更が生じた場合は、入所者に対し通知します。
- 5 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

第11条（秘密保持）

- 1 事業者及びその職員は、正当な理由が無い限り、その業務上知り得た入所者及びその連帯保証人等の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、入所者及びその連帯保証人等に関する情報を提供する必要がある場合には、利用者及びその保証人等に使用目的等を説明し、事前に同意を得ます。

第12条（利用者の解除権）

入所者は、3日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

第13条（事業者の解除権）

事業者は、入所者及び入所者の家族・親族が次の各号に該当する場合は、この契約を解除することができます。

- 一 入所者が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を、1ヶ月以上滞納したとき
- 二 入所者の及び入所者の家族・親族行動が、他の入所者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 三 入所者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 四 入所者及び入所者の家族・親族が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。
- 五 入所者及び入所者の家族・親族が、ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断したとき。

第14条（契約の終了）

次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 入所者が要介護認定において非該当又は要支援になったとき。
- 二 契約期間が満了したとき。
- 三 入所者が第12条により契約を解除したとき。
- 四 事業者が第13条により契約を解除したとき。
- 五 入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じ、その病院又は診療所において入所者を受け入れる体制が整ったとき。
- 六 入所者において、介護保険施設サービス提供の必要性がなくなったとき。
- 七 入所者が死亡したとき。

第15条（契約終了後の退所と精算）

- 1 入所者は、この契約終了後、ただちに本施設を退所します。
- 2 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付金について事業者がすでに受領している利用料があるときは、事業者は入所者に対し相当額を返還します。
- 3 この契約の終了により、入所者が本施設を退所することになったときは、事業者はあらかじめ入所者の受け入れ先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者、保健機関、医療機関、福祉サービス機関等と連携し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行います。

第16条（事故発生時の対応及び損害賠償）

- 1 事業者は、施設サービスの提供にあたって事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族等定められた親族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により入所者に損害が発生した場合は、事業者は速やかに入所者の損害を賠償します。但し、事業者に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき入所者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

第17条（連帯保証人）

- 1 事業者は入所者に対し、連帯保証人を求めます。
- 2 連帯保証人は次の責任を負います。
 - 一 入所者が本施設を利用するにあたってサービス計画及び医学的管理上必要な説明を受け（意志）同意を表示すること。
 - 二 入所者が本施設利用にあたって生じる費用支払いに関する責任を負う。
なお、連帯保証人の支払上限額は300,000円とする。
 - 三 入所者が他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - 四 契約終了の場合、事業者と連携して入所者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
 - 五 入所者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受けその他必要な措置をとること。

第18条（入所者代理人）

- 1 入所者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 入所者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度等の内容を説明するものとしします。

第19条（合意管轄）

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、事業者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第20条（協議事項）

この契約に定めない事項については介護保険法令等の関係法令に従い、入所者、事業者の協議により定めます。

以上、下伊那赤十字病院介護医療院の入所にあたり、契約書の説明を書面に基づいて説明させていただきました。

上記の説明と契約を確認し、証するため、本書を2通作成し、入所者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保管するものとします。

契約締結日 年 月 日

入所者

住所

氏名 印

連帯保証人

住所

氏名 (印) (続柄)

電話 (— —)

代理人（選任した場合）

住所

氏名 ⑩ (続柄)

電話 (—)

事業者

〈事業者名〉 下伊那赤十字病院介護医療院
指定事業者番号 20B2500033

〈住所〉 長野県下伊那郡松川町元大島3159の1

〈管理者名〉 所長 白子 隆志 (印)

〈電話番号〉 0265-36-2255